

令和8年度の国民健康保険税について

■令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、全世代および企業が医療保険料とあわせて子ども・子育て支援金を納付し、それを財源とした少子化対策事業により、子育て世帯を支援し、少子化の歯止めを図るとともに、日本の未来を支える制度です。令和8年度から、国民健康保険税には従来の保険税(医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)に加えて、子ども・子育て支援納付金分の保険税が新たに加わります。これらは従来の保険税分と合算して課税されます。税率については、次のとおりです。

令和8年度		
医療給付費分	所得割①	7.80%
	均等割②	34,000円
	平等割③	21,200円
後期高齢者支援金分	所得割①	2.50%
	均等割②	10,000円
	平等割③	6,800円
介護納付金分	所得割①	2.20%
	均等割②	16,000円
(新設) 子ども・子育て支援納付金分	所得割①	0.24%
	均等割②	1,650円
	18歳以上均等割②	150円

◎保険税額

左記の①～③の合計でその年の税金が決まります。

(ただし、①～③の合計が課税限度額(次項参照)を超えるときには、課税限度額が年間の保険税額となります。)

① 所得割額・・・国民健康保険加入者の所得金額×税率

② 均等割額・・・各世帯の加入者数×税額

※ 介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象となります。

※ 子ども・子育て支援納付金分の18歳未満の子ども分の均等割額は全額軽減され、その分の必要な額は、18歳以上の被保険者に按分して徴収されます。

※ 国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険加入者がいるとき(擬制世帯)は、その世帯主に対して国民健康保険税が課せられます。

■課税限度額の引き上げについて

国の税制改正にともない、医療給付費分の限度額(66万円→67万円)が引き上げられるとともに、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額(3万円)が設定されました。

※後期高齢者支援金分(26万円)、介護納付金分の限度額(17万円)の改正はありません。

課 税 限 度 額	区 分	令和7年度	➡	令和8年度	増 減
	医療給付費分	66万円		67万円	+1万円
	後期高齢者支援金分	26万円		26万円	—
	介護納付金分	17万円		17万円	—
	子ども・子育て支援納付金分	—		3万円	+3万円
	課税限度額合計	109万円		113万円	+4万円

■国民健康保険税の各納期限

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	納期	徴収無し			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	納期限				7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31
特別徴収	徴収月	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—

◎ スマートフォンアプリ「PayPay」、「au PAY」、「d払い」、「J-coin」、「楽天ペイ」を利用して、国民健康保険税(普通徴収)の支払いができます。※「J-coin」による納付は令和8年8月31日をもって終了します。各アプリの操作方法に従い、請求書のバーコードを読み取ってください。

◎ 特別な理由もなく国民健康保険税を納期限から1年以上納めないでいると、資格確認書等を返還していただき、代わりに「資格確認書(特別療養)」等を交付することになります。その場合、病院等窓口では資格確認書(特別療養)を提示し、医療費の全額を本人が払い、後日、市民課窓口で自己負担分を除いた額を特別療養費として請求(要領収書)していただくことになります。なお、請求された特別療養費は、未納となっている税に充当されます。

お問い合わせ: 市役所税務課 市民税係 TEL0537(85)1114

■国民健康保険税の軽減について

◎軽減対象世帯を拡大するための軽減判定所得基準額引き上げについて

世帯主と国民健康保険被保険者、特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行された方）の前年総所得金額等の合計が下記金額以下の世帯については、国民健康保険税の均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。

《軽減判定基準》

軽減割合	令和7年度		令和8年度
7割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）		43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）
5割	43万円＋30.5万円×被保険者数 （特定同一世帯所属者を含む）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）	➡	43万円＋ <u>31万円</u> ×被保険者数 （特定同一世帯所属者を含む）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）
2割	43万円＋56万円×被保険者数 （特定同一世帯所属者を含む）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）		43万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数 （特定同一世帯所属者を含む）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）

※軽減の判定には所得の把握が必要なため、収入がない方でも申告が必要になる場合があります。

◎非自発的失業者の国民健康保険税軽減について

倒産・解雇等により離職された方（離職日時点で65歳未満）の国民健康保険税を軽減します。

非自発的失業者の国民健康保険税は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。※申請手続きが必要です。

◎後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険税の緩和措置について

会社の健康保険等加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者で65歳以上の方が、国民健康保険に加入した場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。※申請手続きが必要です。

◎出産した被保険者等に対する国民健康保険税の軽減について

出産または出産予定の被保険者の方について、産前産後期間相当分における国民健康保険税が軽減されます。※申請手続きが必要です。

◎未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減について

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る国民健康保険税の均等割額が5割軽減されます。※申請不要です。

■資格確認書等の更新について ～新しい資格確認書は『クリーム色』です～

現在お持ちの資格確認書等の有効年月日は令和8年7月31日です。8月からの資格確認書等は7月中に郵送します。なお、国民健康保険税に未納のある世帯は、市民課国保年金室窓口での交付となります。

70歳以上の方は負担割合が記入してある「国民健康保険資格確認書」または「資格情報のお知らせ」となります。

■保険証の代わりにマイナ保険証等で受診してください。

- ・マイナンバーカードを取得していない方、取得していても保険証利用の登録をしていない方には、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付します。
- ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方には、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証の使用ができない病院や薬局等にマイナ保険証と一緒に提示していただくことで、受診が可能となります。



お問い合わせ：市役所市民課 国保年金室 Tel0537(85)1171